

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申等を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政について所要の改正を行う。

## 1 概要

### (1) 教育委員会の責任体制の明確化

地方教育行政の基本理念を明記する。  
合議制の教育委員会が自ら管理執行する必要がある事項を規定する。  
教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととする。

### (2) 教育委員会の体制の充実

市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備・充実に努めることとする。  
市町村教育委員会は指導主事を置くように努めることとする。  
教育委員の責務を明確化し、国・都道府県が教育委員の研修等を進めることとする。

### (3) 教育における地方分権の推進

教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。  
文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにすることとする。  
県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする。

### (4) 教育における国の責任の果たし方

教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の「指示」ができることとする。  
教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、文部科学大臣は、講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の「是正の要求」を行うものとする。  
上記の「指示」や「是正の要求」を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対してその旨を通知するものとする。

### (5) 私立学校に関する教育行政

知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができることとする。

## 2 施行期日 平成20年4月1日